

## 【募集公告】

### 兵庫県立淡路医療センター災害用備蓄食料等の確保に係る 自動販売機設置運営事業者の選定に係るプロポーザル方式の募集について

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立淡路医療センターの指定場所において、災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機を設置運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

兵庫県立淡路医療センター院長 鈴木 康之

#### 1 公募内容

##### (1) 件名

兵庫県立淡路医療センター災害用備蓄食料等の確保に係る自動販売機設置運営事業者の選定

##### (2) 概要

災害用備蓄食料等の確保に係る清涼飲料水用自動販売機（以下「自動販売機」）を設置運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

##### (3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

###### ① 所在地

兵庫県洲本市塩屋1丁目1番137号

###### ② 施設の名称

兵庫県立淡路医療センター

###### ③ 許可予定箇所の位置及び設置台数（2台）

No.1：職員食堂2F（1台）

No.2：時間外出入口1F（1台）

##### (4) 行政財産の使用許可期間

###### ① 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

② 令和5年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初当院が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎の申請を行うことにより、最長令和9年10月31日までの間、使用許可が受けることができる。

##### (5) 行政財産の使用料

###### ① 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料

###### ② その他

詳細は募集要項による。

#### 2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限りに、応募することができる。

##### (1) 業務実績のある者

国、県、市町村庁舎や病院、図書館、美術館等の建物施設において、1年以上清涼飲料水の自動販売機を設置運営し、災害用備蓄食料の提供実績のある者、ただし、災害用備蓄食料を提供する者と自動販売機を設置する者は同一である必要はない。

##### (2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、それらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

##### (3) 欠格要件のない者

次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 兵庫県から指名停止措置を受けている者

② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

③ 国税及び県税を滞納している者

④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1項に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び

## 【募集公告】

暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋1丁目1番137号  
兵庫県立淡路医療センター総務部経理課  
電話(0799)22-1200(内線220)

#### (2) 募集要項の配布

##### ① 配布期間

令和4年9月20日(火)から10月12日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### ② 配布場所

上記(1)に同じ

#### (3) 参加申込書

##### ① 提出方法

持参もしくは郵送とする。

##### ② 受付期間

令和4年10月3日(月)から10月12日(水)(土曜日、日曜日を除く。)までの、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)郵送の場合は10月12日(水)必着とする。

##### ③ 提出場所

上記(1)に同じ

#### (4) 公募対象自動販売機及び、災害用備蓄食料等の保管場所に関する事前調査

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な自動販売機設置予定箇所及び、災害用備蓄食料等の保管場所に関する事前調査を次により行うことができる。

- ① 調査申出 調査を行おうとする前日の午後5時までに、本病院総務課に連絡の上、その了解を得ること。  
② 調査期間 令和4年10月4日(火)から10月7日(金)までの間で病院休院日を除く。  
③ 留意事項 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については、十分に配慮すること(トラブルが生じた場合には、調査業者の責任において解決すること)。

#### (5) 質問及び回答

##### ① 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、メール又はファクシミリとする。

##### ② 受付期間

令和4年10月3日(月)から10月7日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### ③ 回答方法

令和4年10月7日(金)以降に順次、募集要項配付者全てにメールにて行う。

##### ④ 質問様式提出場所

上記(1)に同じ

#### (6) 提案応募等書類

##### ① 提出方法

持参もしくは郵送とする。

##### ② 受付期間

令和4年10月5日(水)から10月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和4年10月14日(金)必着とする。

##### ③ 提出場所

上記(1)に同じ

##### ④ 提出書類

ア 企画提案書

イ その他、募集要項に定めるもの(参加申込書の取扱いは上記3(3)のとおり。)

## 【募集公告】

### 4 当選者の選定、決定及び通知の方法

#### (1) 選定方法

選定は、本病院に設置する選考委員会において行う。

#### (2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

#### (3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

#### (4) 当選後の取り扱い

当選者は、本病院の指定場所における売店等の運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

### 5 その他

#### (1) 留意事項

① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は、非公開とする。

③ 提出書類は、返却しない。

④ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

⑥ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

#### (2) 参加に要する費用

プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

#### (3) その他

詳細は、募集要項による。